

児童生徒等または教職員の感染が判明した場合のフロー（沖縄県公立学校第2版）

【学校】設置者への連絡、感染者の出席停止

学校は、児童生徒等または教職員が感染した旨の連絡を受けたら、設置者に連絡し、感染者の学校内での活動状況を伝える。

- ・感染者が児童生徒等の場合、学校保健安全法第19条に基づく出席停止措置とする。
- また、感染者が教職員の場合、出勤させない扱いとする。

【設置者】臨時休業の要否を判断、【学校】接触者等の出席停止措置

※ 設置者は、必要に応じて、学校医や保健所の助言を得ること。

（県立学校）設置者は、下記のとおり学校教育活動の継続、学校の全部又は一部の臨時休業を学校へ指示する。

（市町村立学校）設置者は、**県立学校に準じた対応を行う。**

（学校）学校長は、濃厚接触者や感染者と接触があった者等について、出席停止措置とする。

<学校教育活動の継続>

- ・感染者が感染可能期間に登校していなかった場合
- ・感染者が感染可能期間に登校していたが、他者との接触がほとんどなく感染拡大の可能性が低いと判断できる場合 等

・学校による特段の対応は必要ないが、必要に応じて、保健所と連携する。

<学校保健安全法に基づく 出席停止、臨時休業>

- ・感染者が感染可能期間に登校し、他者との接触があった場合
 - 学級閉鎖、接触者等の出席停止措置（部活動、登下校、その他、感染者と接触した者）
 - 出席停止・閉鎖期間は感染者との最終接触日の翌日から5日間とする**
（状況等により短縮・延長する場合あり）
- ※ 複数の学級を閉鎖するなど、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合
 - 学年閉鎖
- ※ 複数の学年を閉鎖するなど、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合
 - 臨時休校

北部・中部・那覇市・南部保健所管内の学校

- ・学校・保育PCR検査の対象となる
- ・必要に応じて保健所とも連携する

宮古・八重山保健所管内の学校

- ・濃厚接触者の特定や検査は保健所が行う
- ・接触者検査も保健所の指示で実施する場合あり

【学校】学校・保育PCR検査支援チームとの連携

※当面の間は、濃厚接触者の特定と検査のみ（接触者については出席停止・臨時休業措置で対応し、検査は行わない。）

- ・学校は、感染者の行動履歴を聞き取り、「濃厚接触者リスト」を作成し、申請を行う。
- ・支援チームを通じて保健所が濃厚接触者と特定した者へ、その旨伝達する。
- ・学校は、事前配付された（又は設置場所から受け取った）検体容器を濃厚接触者へ配布する。また、検体回収・搬入は支援チームが行う。
- ・検査結果を対象者へ伝達する。

【学校】管轄の保健所との連携

- ・保健所が行う積極的疫学調査に協力（感染者の行動履歴、時間割、座席表等、保健所の求める資料の提出等）
- ・保健所が行う検査等に協力
- ・その他、必要に応じて連携する。

【設置者】臨時休業解除の判断、【学校】接触者等の出席停止措置解除の判断

※ 設置者は、必要に応じて、学校医や保健所の助言を得ること。

（県立学校）設置者は、臨時休業を行った場合、感染者との最終接触日の翌日から5日が経過し、かつ、その者に発熱等の風邪症状がないことを確認した上で解除の判断を行う。

（市町村立学校）設置者は、**県立学校に準じた対応を行う。**

（学校）学校長は、感染者と接触があり出席停止措置とした者について、感染症対策上、必要がないと判断した場合は速やかに解除する。濃厚接触者は、引き続き、最終接触日の翌日から起算して2週間は出席停止とする。

※感染者発生時の消毒については、文部科学省衛生管理マニュアル、県立学校版ガイドライン、沖縄県立学校教職員のためのガイドラインを参考に実施すること。